

## 魚津市高齢者緊急通報装置設置事業仕様書

### 1 事業目的

この事業は、一人暮らし高齢者等に対し緊急通報装置（以下「装置」という。）を設置することによって、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応することで安心して生活することができるよう、支援を行うことを目的とする。

### 2 事業内容

一人暮らし高齢者等が家庭内で急病又は事故等の緊急事態に陥った時に、高齢者等でも操作しやすいボタン一つで通話及び急を知らせることができる無線発信機等の装置を設置し、通報を受けた場合に、速やかな援助を行うこと。

(1) 次に掲げる業務等を「基本サービス」とし、それを提供するために必要な費用を「月額利用料金」とする。

#### ア 緊急通報システム機器の貸与サービス

ボタン一つで緊急通報を発信し、通話できる装置

#### イ 装置の設置等に関するサービス

(ア) 装置の設置及び撤去（装置の取扱説明及び工事立会いを含む。）

(イ) 装置の保守管理

#### ウ 緊急通報対応等に関するサービス

(ア) 緊急通報システムによる24時間体制の緊急通報対応及び通報連絡

(イ) 24時間体制の駆け付け安否確認

#### エ コールサービス

月1回以上の定期コール（身体状況、生活で困っていること注意喚起等）

#### オ 総合相談サービス

福祉、生活、健康その他の総合相談については、利用者からの求めに応じて対応する。

#### カ 要員の確保

(ア) 緊急通報システムの緊急通報センター設備を24時間体制で稼働管理する要員を確保し、常駐待機体制で緊急通報及び通報連絡に対応する。

(イ) 機器の保守管理に必要な要員を確保し、機器の設置、保守管理及び撤去に支障のないように対応する。

(ウ) 24時間体制の駆け付け安否確認サービスに必要な要員を確保し、業務に対応する。

(エ) コールサービス並びに福祉情報の提供、生活、健康、その他の総合相談サービス業務に必要な要員を確保して業務に対応する。

(オ) その他、協議により必要と認められた要員を確保する。

(2) 前項に定めのない装置、オプション等に係る費用は、市の負担の対象外とする。ただし、月額利用料金内の範囲内である場合はこの限りではない。

#### (3) 報告業務

ア 業務に関する運営状況について業務実施月の翌月15日までに、書面により報告する。（利用者名簿・対応記録・定期コール内容等）

### 3 月額利用料金

市の負担額の上限は月額3,000円（消費税及び地方消費税別途）とし、上限を超える額については、利用者が負担するものとする。

ただし、令和6年3月31日までに緊急通報装置の貸与の決定を受けた者の月額利用料金については、なお従前の例による。

### 4 その他

本仕様書に定めのない事項は、市と受託事業者の双方協議の上、決定するものとする。